大阪城

2021 4/8 (木) 14156号

全港湾西成分会

ごんわ 6647-4947

日本のコロナの死者も9300人を超えてきて、連休明けには、1万人をこえそうだ。

死者56万人になろうとするアメリカに少しづつ近づいてきている。その日本で、大阪が一日、719人(4/6)感染者が過去最高をこえたり、人口日本一の東京が、400人ぐらいなのに、異常に爆発している。

行政マンが、医学分野で科学的な政策をほとんどやってないし、行政上の区割りをどうだこうだ、一元化だとかやってるだけだ。お仲間のテレビ局には、よく出て、今や政治芸人に変身した吉本ファミリーと仲良く、あーだ、こーだしゃべってるのが政治だと、票をとるのは一番だと思いこんでいるので、そんな世界に関係のない、コロナウイルスの目に見えない素粒子たちに勝てるはずがない。

しかし、別荘など金のあるやつは大阪を逃げ出しているが、労働者民衆は、この大阪で生活し、生きぬかなければならない。なかなか、たいへんな春、梅雨、熱夏のむこう半年ほどになる。オリンピックも、まだ、だれも中止！打ち方やめ！をよう言わないので、この国は、大きな渦の中で、混乱をきわめていくのだろう。残念でさびしい国家である。

同一労働同一賃金をうたった「パートタイム有期雇用労働法」が中小企業でも４月１日から実施になりますが、コロナ禍で雇用形態の悪化が進行しているようです。

コロナを利用して、なし崩しに進む非労働者化

厚生労働省の労働政策審議会は２年前の2018年９月に「進化する時代の中で、進化する働き方のために」というタイトルの報告書を出している。この内容は、「働き方改革」法案の審議で、バックボーンとなる考え方として、学習会で勉強した。この報告の肝は、ＡＩ等の技術革新を企業がいかに効率よく取り込んで、労働者が時間・空間・企業に縛られない働き方をしていくのかということだった。そのためには、「雇用類似の働き方」「テレワーク」「副業・兼業」を拡大していくことが重要だとして、現状と今後の課題をまとめた。この話を聞いたのは２年ぐらい前だが、今の労働関係法に縛られない働き方で、労働法ではなく民法の契約関係の法律を適用する働き方、つまり労働者でなくなる働き方、労働者保護を受けない「柔軟な働き方」を進めようとしており、大変危険なことだと思い、講師の弁護士もいかに労働者保護の枠組みをきちっと適用できるのかが課題だと語っていた。

しかし、これを実現するには経営側も多くの時間を必要とするし、実際、この報告でも10年単位で中長期的に実現していくことを目標に議論されたと思う。ところが、コロナによる社会経済の変動の影響で、働き方が大きく変わり、10年かかると思われた「テレワーク」などが大きく導入された。兼業・副業も、苦境にあえいでいる観光業界に手を差し伸べ、労働者を人手不足の農業などに受け入れるために、ＪＡ全農とＪＴＢが連携して副業として働いてもらうとか、家電量販大手の「ノジマ」が、新型コロナウイルスの影響で仕事が減った空港の派遣社員などを「出向」の形で受け入れて、店舗の人手を補い、雇用も守る、新たな取り組みを始めることになったとＮＨＫニュース（８月８日）が報じていた。ウーバーイーツなども急拡大していることは周知のことである。

問題は、今の労働関係法がこれらの働き方にどのように適用されるかだ。最近あった、労働と人権のサポートセンター大阪の学習会でも、この間起こっているこのような事態に対して在間弁護士が報告され、今後取り組みを強化していくと述べられていた。コロナ後の働き方で「柔軟な働き方」が急拡大し、「労働者がいなくなった」では話にならない。なし崩しに進むことは危険だ。（有田）

なにわユニオン(友好団体)の機関紙から